

まちづくりの基盤

平成元年度予算など19議案を可決

3月定例町議会は、2日から11日までの10日間を会期として開かれました。

今議会では、平成元年度の予算や行政組織の改革など、19議案が審議され、いずれも可決・承認されました。

— 3月定例町議会 —

◎国保税を減額する場合の所得基準の条例措置が不要になった

◎国保税の算定にあたって、株式等の譲渡益を合算する

■町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正

修正申告によって追加納入する税金や延滞金の納期限を、集合税と同様に8回の納期を基準とすることになりました。

■分担金徴収条例の一部改正

補助県単事業によって行う治山（急傾斜地の崩壊防止など）工事について、受益者に分担金を納めていただくことになりました。

■特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

4月1日から、教育委員会に社会教育指導員が置かれることになり、月額六万二千円の報酬が支給されることになりました。

■一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

一般職の職員の給与が、国・県職員に準じて改定されました。（改定率2・36%）

■人権擁護委員の推せん

4月30日をもって任期満了となる鈴木栄さん（西）を、引き続き推せんすることについて同意されました。

■手数料条例の一部改正

有料となっていた洗濯機、冷蔵庫などの廃棄不燃物の処理を無料とする条例改正を行いました。

■昭和63年度一般会計補正予算

一般職の職員の給与改定、ふるさと創生資金による地域特別事業、既に実施された各種事業経費を精算したうえで、八千四百四十九万六千円を追加しました。これによって予算総額は、三十三億七千七百八十五万七千円となりました。

■昭和63年度国民健康保険特別会計補正予算

医療費に減額が見込まれるため、二千五十七万六千円減額補正しました。予算総額は七億九千九百三十三万九千円となりました。

■昭和63年度老人保健特別会計補正予算

医療費に減額が見込まれるため、三千七百九十一万七千円減額補正しました。予算総額は四億六千六百七十六万九

■専決処分の承認（税条例の一部改正）

税制改革六法案の成立と金融機関の完全週休2日制の導入に伴う関係条項の改正が承認されました。

《主な内容》

個人町民税の税率構造が、7段階から3段階の税率に緩和されたことに伴い、退職所得の税額表が改正され、本年1月1日以後の退職所得から適用されることになりました。

■専決処分の承認（火入れに関する条例の一部改正）

元号が改められたことに伴い、関係する条項の改正について承認されました。

■専決処分の承認（昭和63年

度一般会計補正予算）

道路改良工事費や公園用地代替地の補償金について一千六百四十八万八千円の追加予算が承認されました。

■専決処分の承認（職員の休日及び休暇に関する条例の臨時特例を定める条例の制定）

昭和天皇の大喪の礼が行われた2月24日を、町職員の休日とするための条例制定について承認されました。

■行政組織条例の一部改正

行政効率と住民サービスの一層の向上を図るため、財政課、都市整備課、環境衛生課等の新設を柱とする行政組織の改革を行うことになりました。

■税条例の一部改正

地方税法の改正と消費税法の創設に伴い、町税条例を改正しました。

《主な内容》

◎個人町民税の税率構造を7段階から3段階に簡素化し、累進度を緩和

◎障害者等の非課税限度額の引き上げ

◎株式等の譲渡益に係る課税の創設（平成2年度から適用）

◎電気税・ガス税の廃止

■国民健康保険税条例の一部改正

地方税法と所得税法の改正により、関係条項を整備しました。